

下関市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

平成17年2月13日制定

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業従業員の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）に定める掛金の一部を補助することにより、法第3条の規定による退職金共済契約の締結の促進を図り、もって中小企業従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者で、市税を完納している者をいう。
- (2) 従業員 前号に規定する中小企業者が経営している事業に従事している者をいう。
- (3) 退職金共済契約 法第2条第3項及び第5項に規定する退職金共済契約をいう。

(掛金の補助)

第3条 市は、予算の範囲内で中小企業者がその従業員について新たに退職金共済契約を締結した場合、その退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から掛金を納付した中小企業者に対し、その納付の対象となった従業員1人1月につき500円を上限として1年間補助する。

2 前項の規定は、同一従業員に対しては、これを重複して適用しない。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、毎年1月1日から12月31日までの間において納付した掛金に対する補助金の交付について、翌年1月31日までに補助金交付申請書（様式第1号）に月別・個人別掛金内訳書（様式第2号）及び退職金共済手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否及び補助金交付額を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の適否及び補助金交付額を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を中小企業者に通知する。

(補助金交付の請求)

第6条 前条により、補助金の交付決定通知を受けた中小企業者は、補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適當であると認めるときは、中小企業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた中小企業者は、補助の対象となる退職金共済契約の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた中小企業者に報告を求め、帳簿その他関係書類を検査することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、中小企業者がこの要綱に違反したときは、中小企業者に対し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、下関市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱(昭和46年9月23日下関市制定)、菊川町中小企業退職金共済掛金の補助金に関する要綱(昭和59年菊川町要綱第1号)又は豊田町中小企業退職金共済掛金の補助金に関する要綱(昭和52年豊田町要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱に基づき交付を

決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。